

〔訪問型サービス・活動A 市外総合事業新規申請提出書類〕

このサービスは**茨木市独自のサービス**となります。

サービスの内容・人員基準など資料については、下記**長寿介護課のホームページ**に掲載しております。

- **「(4)【給付係】訪問型サービス・活動Aについて」**
- **介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の各ページ**
- 指定日に対し、**20日締切から翌10日迄に受理される事が指定要件です。**
- （申請締切日は毎月20日ですが（土・日・祝日）の場合は前日の平日が申請書類受付締切日となります）**申請に際しては、余裕をもって提出をお願いします。（郵送受付）**
- **【注意事項】補正等が発生した場合、翌月10日を過ぎても受理できない場合は、事業開始日が翌月以降となります。**

提出書類

様式については**こちら**からダウンロードしてください。

	様式等	タイトル
1	新規申請連絡票	市外総合事業（新規・更新）連絡票
2	別紙様式第三号（四）	指定介護予防・日常生活支援総合事業所指定申請書
3		履歴事項全部証明書（原本のみ） （3か月以内に発行したもの）
4	付表第三号（一）	訪問型サービス事業所の指定等に係る記載事項
5	資格証	訪問事業責任者の資格を証する書類（写し） 訪問介護員の資格を証する書類（写し）
6	参考様式2-2	実務経験証明書 （旧2級・初任者研修課程修了者・市の定める研修修了者の場合のみ、 実務経験1年以上を有することの証明が必要）
7	参考資料1	組織体制図（管理者が兼務している場合のみ） ※市外用の様式一覧の「組織体制図（モデル）」を参照ください。 ※従業者数が、付表、勤務表、運営規程と一致していること。
8	参考様式1-1	勤務表（指定権者へ提出している様式でも可） 管理者及び従業者全員の毎日の勤務時間数（指定日から4週間分）を記載
9	参考資料5-14	運営規程（茨木市モデル：訪問型サービス・活動A用）
10	様式第16号	老人居宅生活支援事業開始届出書 ※種類は老人福祉法上のサービス名を記入してください。 （種類：老人居宅介護等事業）
11	3-3_標準様式5	誓約書
12	事業所の所在する市町村 が発行した総合事業サ ービスの指定書（写し）	訪問介護（指定有効期限内の指定書の写し） 訪問型サービス（独自）（指定有効期限内の指定書の写し）
13	返信用封筒	※ （切手貼付）

※提出前に、書類の見直しを必ずお願いします。

〒567-8505

大阪府茨木市駅前三丁目8番13号

福祉指導監査課（指導監査係）

電 話 072-620-1809（直通）

F A X 072-623-1876

E-mail shidokansa@city.ibaraki.lg.jp